

上場制度整備懇談会  
第33回 議事要旨

1. 日時：平成24年5月29日（火）午後1時00分から午後2時20分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 特設注意市場銘柄制度の見直し
- (2) 上場契約違約金制度の見直し

4. 議事要旨：

(1) 特設注意市場銘柄制度の見直し

- ・ 特設注意市場銘柄に指定された銘柄は投資することが好ましくない銘柄であることを対外的に明らかにすべきである。
- ・ 過去に特設注意市場銘柄に指定されたことのある銘柄が、再び特設注意市場銘柄に指定され得る問題を起こした場合には、直ちにその上場を廃止することとしてはどうか。
- ・ 特設注意市場銘柄制度を積極的に活用していく方向性で見直しを行う場合には、現在の上場廃止基準が緩和されたように捉えられないようにする必要がある。
- ・ 上場廃止か否かの判断要素として改善可能性を用いる場合には、改善可能性をどのように判断するのかを明確にしておく必要がある。
- ・ 特設注意市場銘柄制度の積極的な活用にあたっては、特設注意市場銘柄に指定された上場会社の内部管理体制の改善度合いについて東証がどのように評価しているのかを、より丁寧にマーケットに説明する必要がある。
- ・ 特設注意市場銘柄に指定された上場会社に対する年間上場料を、現状よりも引き上げてはどうか。
- ・ 特設注意市場銘柄に指定された上場会社が普通株式により増資を行うことを禁止してはどうか。
- ・ 本年3月の旧ライブドア株主による損害賠償請求訴訟の最高裁判決を踏まえると、今後上場廃止の判断を行うことは上場会社の株主や債権者に甚大な影響を及ぼすこととなるため、特設注意市場銘柄制度をより積極的に活用していく方向性が望ましいのではないかと。
- ・ 上場廃止に次いで厳しい措置であるという特設注意市場銘柄制度の制度趣旨について、より積極的に市場に対してPRしていくべきである。
- ・ 特設注意市場銘柄制度の見直しの結果、従前どおり虚偽記載を行った上場会社のうち極めて悪質なもののみを上場廃止にすることになる場合には、「極めて悪質なもの」がどういったものなのかを明確にする必要がある。

(2) 上場契約違約金制度の見直し

- 大規模な上場会社ほど市場に与える影響力は大きいものと考えられるので、上場契約違約金の額は、現状のような一律の額ではなく、時価総額や市場区分に応じた額とするのがよいのではないか。
- 上場契約違約金の額の設定に当たっては、個々の上場会社ごとに抑制機能や制裁機能が適切に発揮されるような金額とすべきである。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

－問合せ先－

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03-3666-0141 (大代表)